

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情を鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第359号）第2条第1号に規定する「造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き及び同告示第2条第2号に規定する「造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になるための手続き（同告示第2条第5号の規定に基づき、登録支援機関が協議会の構成員になるための手続きを含む。）に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

＜「造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き＞

第2 造船・船用工業分野に係る事業を営む者

造船・船用工業分野に係る事業を営む者（以下「造船・船用工業事業者」という。）は以下のいずれかに該当する者とする。

（1）造船業

- ① 造船法（昭和25年法律第129号）第5条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者
- ② 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けている者
- ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

（2）船用工業（（1）に該当する者を除く。）

- ① 造船法第5条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者
- ② 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2の事業場の認定を受けている者
- ③ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者
- ④ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者
- ⑤ 船舶安全法第6条の4の整備規程の認可を受けている者
- ⑥ 船舶安全法第6条の4の事業場の認定を受けている者
- ⑦ 船舶安全法第6条の5の型式承認を受けている者
- ⑧ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定に基づき、上記②から④まで及び⑦に相当する制度の適用を受けている者

- ⑨ 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、部門記号 F に分類される鋳工業品に係る日本産業規格について登録を受けた者の認証を受けている者
- ⑩ 船舶安全法第 2 条第 1 項に掲げる事項に係る物件（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者
- ⑪ 造船機統計調査規則（昭和 25 年運輸省令第 14 号）第 5 条第 2 号に規定する船舶用機関又は船舶用品（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの
- ⑫ 上記以外で、①から⑪までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

第 3 造船・船用工業事業者の確認申請手続き

造船・船用工業事業者であることの確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第 1 号の造船・船用工業事業者の確認申請書（以下「確認申請書」という。）に必要事項を記載の上、国土交通省海事局船舶産業課長（以下「船舶産業課長」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の確認申請書には、登記事項証明書を添付するものとする。また、第 2（1）③又は（2）⑩若しくは⑫のいずれかに該当する者は、当該項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。

【添付書類】

・第 2（1）③に該当する者の場合

- 確認申請者と造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者（以下「造船事業者」という。）との間で申請日前 1 年以内に締結された船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し又は同等の書類（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあつては、造船事業者から確認申請者に至るまでの各請負契約書の写し又は同等の書類。ただし、確認申請者とその直接の発注事業者との間で締結された請負契約書の写し又は同等の書類を除き、申請日前 1 年以内に締結されたものに限らない。）
- 確認申請者と造船事業者の間で申請日前 1 年以内に締結された請負契約書又は同等の書類がない場合にあつては、申請日前 1 年以内に作成された造船事業者から確認申請者に至るまでの注文書（注文書が作成されていない場合にあつては、請求書、納品書又は同等の書類）
- 造船事業者から確認申請者に至るまでの請負契約書の写し、注文書、請求書、納品書又は同等の書類がない場合にあつては、その理由を説明する書類

・第 2（2）⑩又は⑫に該当する者の場合

- 確認申請者と造船事業者との間で申請日前 1 年以内に締結された製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）に係る売買契約書の写し又は同等の書類（数次の売買契約により、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）の供給を行っている場合にあつては、造船事業者から確認申請者に至るまでの各売買契約書の写し又は同等の書類。ただし、確認申請者とその直接の発注事業者との間で締結された売買契約書の写し又は同等の書類を除き、申請日前 1 年以内に締結されたものに限らない。）
- 確認申請者と造船事業者の間で申請日前 1 年以内に締結された売買契約書又は同等の書類がない場合にあつては、申請日前 1 年以内に作成された造船事業者から確認申請者に至るまでの注文書（注文書が作成されていない場合にあつては、請求書、納品書又は同等の書類）
- 造船事業者から確認申請者に至るまでの売買契約書の写し、注文書、請求書、納品書又は同等の

書類が締結されていない場合にあつては、その理由を説明する書類

- 確認申請者が現に第2(2)⑩又は⑫に規定する事業を営んでいることがわかる定款の写し又は有価証券報告書

第4 造船・船用工業事業者の確認通知書の交付

船舶産業課長は、第3の規定に基づく確認申請書の提出があり、確認申請者が造船・船用工業事業者であることを確認した場合にあつては、当該確認申請者に対して、様式第2号の造船・船用工業事業者の確認通知書（以下「確認通知書」という。）を交付するものとする。なお、確認通知書の有効期間は、確認通知書に記載する確認年月日から起算して5年とする。

第5 確認通知書の有効期間の更新

第4に規定する確認通知書を交付された造船・船用工業事業者が、確認通知書に記載する有効期間の更新を希望する場合にあつては、当該確認通知書の有効期間満了日の6ヶ月前から有効期間満了日の前日までに様式第3号の確認通知書更新届出書を船舶産業課長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定に基づく届出に係る新たな有効期間は、確認通知書に記載されている有効期間満了日の翌日から起算して5年とする。なお、2回目以降の更新届出に係る有効期間は、前回の更新届出書に記載された有効期間満了日の翌日から起算して5年とする。
- 3 第1項の届出書には、船舶産業課長から交付された確認通知書の写しを添付するものとする。また、第2(1)③又は(2)⑩若しくは⑫の分類で確認通知書を交付された造船・船用工業事業者については、第3第2項に規定する第2(1)③又は(2)⑩若しくは⑫の項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。
- 4 船舶産業課長は、第1項の届出書を受理した場合にあつては、届け出た事業者に対して、受理印を押印した当該届出書の写しを返送するものとする。

第6 確認通知書の記載事項に係る変更申請等

第4に規定する確認通知書を交付された造船・船用工業事業者は、確認通知書に記載する事項に変更が生じた場合にあつては、遅滞なく、様式第4号の造船・船用工業事業者の確認（変更）申請書を船舶産業課長に提出するものとする。なお、確認申請書に記載する連絡先に変更が生じた場合にあつては、遅滞なく、船舶産業課長に連絡するものとする。

- 2 前項の申請書には、変更した内容を証明する書類を添付するものとする。
- 3 船舶産業課長は、第1項の規定に基づく変更申請をした造船・船用工業事業者に対して、当該変更申請に係る内容について、様式第5号の造船・船用工業事業者の確認（変更）通知書を交付するものとする。
- 4 船舶産業課長は、第1項の変更申請をした造船・船用工業事業者が第9に規定する造船・船用工業事業者に係る加入通知書の交付を受けている場合にあつては、当該変更申請に係る内容について、様式第9号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書を交付するものとする。

第7 造船・船用工業事業者でなくなる時の手続き等

第4に規定する確認通知書を交付された造船・船用工業事業者が、造船・船用工業分野に係る事業を廃止する等により造船・船用工業事業者でなくなる場合にあつては、様式第6号の造船・船用工業事業者でなくなる旨の届出書を船舶産業課長に届け出るものとする。

- 2 船舶産業課長は、前項の届出書を受理した場合にあっては、届け出た事業者に対して、受理印を押印した当該届出書の写しを返送するものとする。
- 3 船舶産業課長は、第1項の規定に基づく届出をした造船・船用工業事業者が第9に規定する造船・船用工業事業者に係る加入通知書の交付を受けている場合にあっては、当該届出をもって当該事業者を協議会から退会させ、当該事業者に対して、様式第16号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書（以下「退会通知書」という。）を交付するものとする。なお、退会通知書を交付された者が協議会の構成員の資格を喪失する日は、退会通知書に記載されている協議会構成員の資格喪失年月日とする（第14第3項及び第4項の規定に基づき退会通知書を交付された場合について同じ）。

<協議会の構成員になるための手続き>

第8 造船・船用工業事業者が協議会の構成員となるための申請手続き

第4の規定に基づく確認通知書を交付された者であって、協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請事業者」という。）は、様式第7号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書（以下「加入申請書」という。様式第11号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について同じ。）に必要事項を記載の上、船舶産業課長に提出するものとする。なお、当該加入申請書は、第3の規定に基づく確認申請書と同時に提出することができる。

第9 造船・船用工業事業者に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第8の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請事業者が造船・船用工業事業者であることを確認した場合にあっては、当該協議会加入申請事業者を協議会の構成員とし、当該協議会加入申請事業者に対して、様式第8号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する加入通知書（以下「加入通知書」という。様式第12号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する加入通知書について同じ。）を交付するものとする。

第10 造船・船用工業事業者が特定技能外国人を受入れた場合の受入れ状況報告

第9の規定に基づき加入通知書を交付された者について、当該者が特定技能外国人を受入れた場合は、受入れを開始する月から終了する月までの間、6月末、9月末、12月末、3月末時点における特定技能外国人の受入れ状況について、翌月15日までに様式第10号の造船・船用工業事業者特定技能外国人受入れ状況報告に必要事項を記載し、船舶産業課長に提出するものとする。

第11 登録支援機関が協議会の構成員となるための申請手続き

登録支援機関であって、協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請登録支援機関」という。）は、様式第11号の加入申請書に必要事項を記載し、登記事項証明書及び登録支援機関であることを証明する書類を添付の上、船舶産業課長に提出するものとする。

第12 登録支援機関に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第11の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請登録支援機関が第9の規定に基づく加入通知書を交付された造船・船用工業事業者と委託契約を締結している（又は締結する予定である）ことを確認した場合にあっては、当該協議会加入申請登録支援機関を協議会の構成員とし、当該協議会加入申請登録支援機関に対して、様式第12号の加入通知書を交付するものとする。

第13 加入通知書の記載事項に係る変更申請等

第12の規定に基づく加入通知書を交付された登録支援機関は、加入通知書に記載する事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、様式第13号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書を船舶産業課長に提出するものとする。なお、様式第12号の加入通知書に記載する連絡先に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、船舶産業課長に連絡するものとする。

- 2 船舶産業課長は、前項の規定に基づく変更申請をした登録支援機関に対して、当該変更申請に係る内容について、様式第14号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書を交付するものとする。

第14 協議会を退会するための手続き等

協議会の構成員であって、協議会を退会しようとする者（以下「退会届出者」という。）は、様式第15号の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会届出書（以下「退会届出書」という。）に必要事項を記載の上、船舶産業課長に届け出るものとする。この場合にあっては、船舶産業課長は、当該退会届出者については協議会から退会したものとみなし、当該退会届出者に対して、受理印を押印した当該退会届出書の写しを返送するものとする。なお、退会届出者が協議会の構成員の資格を喪失する日は、船舶産業課長が退会届出書を受理した日とする。

- 2 前項の規定に基づく届出をした時点において、確認通知書又は加入通知書に記載する事項に変更が生じている場合にあっては、当該変更に係る内容について、退会届出書に記載し、変更に係る内容を証明する書類を添付するものとする。
- 3 船舶産業課長は、第1項の規定にかかわらず、交付された確認通知書（第5に規定する確認通知書の有効期間の更新をした者については、確認通知書更新届出書）の有効期間満了日が経過し、かつ、船舶産業課長と連絡がとれない又は船舶産業課長の連絡に対して適切に対応しない造船・船用工業事業者については、協議会から退会したものとみなすことができる。この場合にあっては、船舶産業課長は、当該事業者に対して、退会通知書を交付するものとする。
- 4 船舶産業課長は、協議会の決議を踏まえ、必要があると認められる場合は、協議会の構成員であって、構成員の遵守事項に従わないと認められる者を、協議会から退会させることができる。この場合にあっては、船舶産業課長は、当該者に対して、退会通知書を交付するものとする。

<通知等の留意事項>

第15 通知等の留意事項

本事務取扱要領の規定により、船舶産業課長が造船・船用工業事業者又は登録支援機関に対して、通知書を交付する場合にあっては、郵送により行うものとする。

- 2 本事務取扱要領の規定により、造船・船用工業事業者又は登録支援機関が届出書を船舶産業課長に届け出る場合にあっては、原則として電子メールにより行うものとする。
- 3 本事務取扱要領の規定により、船舶産業課長が造船・船用工業事業者又は登録支援機関に対して、受理印を押印した届出書の写しを返送する場合にあっては、原則として電子メールにより行うものとする。

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業事業者の確認申請書

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領（以下「要領」という。）第 3 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 造船・舶用工業事業者の分類（要領第 2 から選択。複数該当する場合は、主な分類とそれ以外の分類に分けて記載。）
分類：
- 2 1 に記載した事業の具体的な内容
- 3 添付書類（要領第 2（1）③又は（2）⑩若しくは⑫のいずれかに該当する者のみ。）
- 4 連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業事業者の確認通知書

○年○月○日付けで申請があった造船・舶用工業事業者の確認申請書について、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第4の規定に基づき確認したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 造船・舶用工業事業者番号
- 2 造船・舶用工業事業者の名称
- 3 住所
- 4 代表者
- 5 造船・舶用工業事業者の分類
- 6 確認年月日
- 7 有効期間満了日

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名
住所
代表者の氏名

確認通知書更新届出書

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第5の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 造船・舶用工業事業者番号
- 2 造船・舶用工業事業者の名称
- 3 住所
- 4 代表者
- 5 造船・舶用工業事業者の分類
- 6 確認年月日
- 7 更新後の有効期間満了日
- 8 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・船用工業事業者の確認（変更）申請書
（造船・船用工業事業者用）

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第6第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（変更内容）

変更後	変更前	変更が生じた日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業事業者の確認（変更）通知書
（造船・船用工業事業者用）

○年○月○日付で申請があった造船・船用工業事業者の確認（変更）申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第6第3項の規定に基づき変更したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 造船・船用工業事業者番号
- 2 造船・船用工業事業者の名称
- 3 住所
- 4 代表者
- 5 造船・船用工業事業者の分類
- 6 確認年月日
- 7 有効期間満了日

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・船用工業事業者でなくなる旨の届出書

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第7の第1項の規定に基づき、造船・船用工業事業者でなくなることについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 造船・船用工業事業者番号
- 2 造船・船用工業事業者でなくなる理由
- 3 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
(造船・船用工業事業者用)

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第8の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 造船・船用工業事業者番号（既に通知されている場合のみ）
- 2 造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れ見込み数
 - 1号特定技能外国人（申請時点から1年後）：
 - 2号特定技能外国人（申請時点から1年後）：
 - 1号特定技能外国人（20〇〇年3月31日時点）：
 - 2号特定技能外国人（20〇〇年3月31日時点）：
- 3 登録支援機関の活用の有無（有の場合は活用予定の登録支援機関名）
- 4 連絡先
 - TEL：
 - FAX：
 - メールアドレス：

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書
(造船・船用工業事業者用)

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第9の規定に基づき、申請者を造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書
（造船・船用工業事業者用）

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第6第4項の規定に基づき、申請者を造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

5													
6													
7													
8													
9													
10													

(注) 以下の点に留意すること。

- ・列の追加は行わないこと。
- ・行の追加は1 ページ 50 名までとすること。50 名を超えた分については、シートを追加した上で記入すること。

(※ 1) 様式第 2 号の造船・船用工業事業者の確認通知書の「1 造船・船用工業事業者番号」(「造」又は「舶」で始まる番号) を記載すること。

(※ 2) 報告対象月末時点での在籍者のみ記入すること。退職者や一時帰国中の就労者については情報を削除すること。

(※ 3) 以下の点に留意すること。

- ・住居地は1 行で記入すること。
- ・郵便番号は記載しないこと。
- ・都道府県名を記入すること。
- ・アパート・マンションの名称については省略可。

(※ 4) 2 以上の業務区分を有する場合、現在従事している作業に関する業務区分を選択すること。

なお、業務区分については、必要に応じ、別紙「造船・船用工業分野に係る特定技能制度の業務区分の読み替え表」を参照すること。

(※ 5) 技能水準の評価方法について、

- 「技能実習」を選択した場合は、「技能実習の職種」に、
- 「特定技能試験」を選択した場合は、「特定技能試験の区分」に、
- 「技能検定」を選択した場合は、「技能検定の区分」に記入すること。

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
(登録支援機関用)

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 11 の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・船用工業事業者の名称
- 2 特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・船用工業事業者番号
- 3 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :

様式第 12 号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書
(登録支援機関用)

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 12 の規定に基づき、申請者を造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

様式第 13 号

年 月 日

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書
（登録支援機関用）

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 13 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（変更内容）

変更後	変更前	変更が生じた日

様式第 14 号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書
（登録支援機関用）

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 13 第 2 項の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会届出書

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 14 の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会を退会することについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 協議会構成員番号

2 退会理由

3 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

4 その他変更内容

(変更内容)

変更後	変更前	変更が生じた日

様式第 16 号

年 月 日

特定技能所属機関/登録支援機関 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領〔第 7 第 3 項・第 14 第 3 項・第 14 第 4 項〕の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会から退会させることといたしますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 退会者の名称
- 3 住所
- 4 代表者
- 5 協議会構成員の資格喪失年月日